

No	質問	回答
1	既設自動販売機(オ、ク、ケ、コ)の年間販売数量の開示はございませんでしょうか。	年間販売実績を把握していないため開示できません。今回の公募以降、実績把握していきます。
2	別紙1にて既設自販機とは27年4月以降も存続するのでしょうか。別紙1にて既設自販機と記されていない現在既存機は撤去するのでしょうか。	既設自動販売機は、平成27年4月以降も存続する予定です。また、別紙1で既存自動販売機と記載がない現存自動販売機は契約期間終了後に撤去し、今回の募集で決定した設置事業者が自動販売機を設置する予定です。
3	現在、設置してある自動販売機の販売実績が分かるのならば教えて下さい。	質問 1と同じ
4	(4)貸付上の制限のa～eまでの一つまたは複数に該当する仕様とありますが(AED)や(WiFi)などは非常に高価なものなので指定が無い限りaだけに該当する機械のみで各業者参加すると思います。最高額貸付料が選定対称なだけにaだけ該当でよろしいでしょうか。	・物件ア及びイについては、(a)のみ該当する自動販売機は設置できません。 物件ア及びイに設置する自動販売機は、必ず(該当しない場合は失格となります。)次の(f)に該当する仕様とし、また、可能な限り(不可能であれば該当しなくてもよい。)次の(a)～(e)のうちいずれか一つまたは複数に該当する仕様として下さい。 ・物件ウ～コについては、(a)のみ該当する自動販売機を設置できません。 物件ウ～コに設置する自動販売機は、可能な限り(不可能であれば該当しなくてもよい。)次の(a)～(f)のうちいずれか一つまたは複数に該当する仕様として下さい。 (a)環境に配慮した省エネ型の機器 (b)災害時の飲料提供等の機能 (c)ユニバーサルデザイン (d)AED搭載 (e)WiFi搭載 (f)バリアフリー対応 (募集要項3(4) 参照)
5	現在、市役所に設置してある自動販売機の年間の売上または販売本数を設置場所ごとに教えて下さい。	質問 1と同じ
6	申し込む金額は税込か税抜か教えて下さい。	税抜金額で記入して下さい。様式にも明記・修正しました。
7	法人で申し込む場合、代表者職氏名は社長、社長印が必須でしょうか？支店長や営業所長でも良いでしょうか？	申し込みの際は、支店長・営業所長名でも申し込み可能です。印鑑は申込者名と対応したものを使用して下さい。
8	貸付料(月額)とは、税込・税抜きですか。期間中増税になった場合はどのようになりますか。	税抜金額で記入して下さい。 契約書中に税抜き金額を記載するため、増税時には増税分を反映させた貸付料をお支払いいただけます。
9	貸付面積にダストボックス(空き缶入れ)は含まれますか。	含まれます。(募集要項1 設置者募集物件の表下の 参照)
10	貸付面積に転倒防止版の面積はふくまれますか。	含まれます。

No	質 問	回 答
11	入札は物件ア～コの順番になりますか。その場合市外業者がア～工迄設置事業者になった場合は、オ以降は市内業者だけの入札との理解で宜しいでしょうか。	物件ア～コの順番になるとは限りません。順番の決定方法は以下のとおりです。 提示のあった貸付料(月額)の中から物件毎の最高額を抽出し、その最高額を基準に、高額なものを上位として募集物件ア～コに順位をつけます。同順位となった場合は「くじ」によって順位を決定します。このうち上位の物件から順に最高額の貸付料(月額)を提示した事業者を設置事業者として決定していきます。 募集要項 6(1) により決定した市外業者の設置物件数が4物件に達した時点で、残りの物件については市内業者からの提示のみを有効とします。(募集要項6(1) ~ 参照)
12	誓約書の代表者は、担当地区の支店長名で宜しいでしょうか。法人の代表者名になりますか。	申し込みをする際は、支店長・営業所長名でも申し込み可能です。誓約書の代表者は、申し込みをした者と同じ者として下さい。
13	書式をワード・エクセルでもらうことは可能ですか。	ワード・エクセルの書式を市HPに掲載しましたので、そちらをご利用下さい。
14	来庁者数150,265人の算出根拠は何ですか。	実数での把握は困難なため、市担当職員が目視でカウントした数値を基礎に算出した概算の数値ですので目安として考えて下さい。
15	自動販売機が2台以上設置できる場所において、同じメーカーの自動販売機の設置が決定した場合、自動販売機の交換が可能ですか。	同じメーカーの自動販売機が隣同士になる等の場合は交換可能です。
16	募集要項4ページ(7)売上報告の提出等について、どのような目的で提出するのですか。	飲料の販売実績を把握し、今後自動販売機設置事業を適正化するために実施するものです。今回の募集においても販売実績の公表を求める声が多く寄せられています。
17	維持管理責任の中で、回収ボックスに集まった全ての飲料の容器を回収・リサイクルするとありますが、実態を見ると外部から持ち込んだ空き缶・ペットボトルも多く見られ、特に2Lのペットボトルが捨てられているなど、ゴミ箱がすぐにいっぱいになることもあり、「庁内自動販売機専用」などの張り紙をすることは可能ですか。また、貴職員が外部調達した飲料について、自己責任で処理する義務としての考えはありますか。	「庁内自動販売機専用」などの張り紙をすることは可能ですが、維持管理責任に係る募集要項の記載は庁内で発生した全ての飲料容器について自動販売機を設置している全事業者の協力で回収してもらうことを意図したものです。
18	庁内に移動販売の飲料業者が出入りしていますが、そのゴミが捨てられるケースも少なくなく、その業者に専用回収ボックスの設置を義務づけないのですか。	別途検討します。
19	応募資格要件(4)に自動販売機として自らが管理・運営するものに限るとありますが、第3庁舎に設置している公共団体の自動販売機は自ら管理・運営されていますか。仮にされていない場合、今回の募集要項も同一資格にすることが可能ですか。	第3庁舎に設置している自動販売機については、今回の募集の対象ではなく取扱いが異なるものです。そのため同一の資格にする予定はありません。
20	第4庁舎脇に設置してある自動販売機も貴財産活用課が管理する自動販売機ですか。	財産活用課が管理している自動販売機ではありません。
21	上記5・6(質問 18及び19)に設置してある自動販売機の行政財産使用料はいくらですか。	上記5(質問 18)については、自動販売機を設置しておりませんので行政財産使用料発生していません。 上記6(質問 19)の行政財産使用料については、3,940円(年額)です。